

市民活力推進・教育委員会における公聴会の開催について

1 公聴会開催の経緯

平成19年第2回市会定例会に提案された港北区太尾町の住居表示の実施に関する議案は、住居表示に関する法律第5条の2第2項に基づく変更の請求があったために、同条第6項の規定に基づき、当該議案の議決前に公聴会の開催が必要となります。

そのため提案された議案は、閉会中継続審査とし、6月8日開催の市民活力推進・教育委員会で、公聴会の概要は次のとおりとすることが決定されました。

2 公聴会

(1) 公聴会概要

案 件 名	港北区太尾町の住居表示実施に伴う新町名について
開 催 日 時	平成19年9月4日(火) 午後1時30分
場 所	横浜市会議事堂第三会議室
公聴の方法	公述人の意見開陳及び公述人への質疑
公 述 人	当該区域内に住所、事業所等を有する方からの公述人 申出書を受け、委員会において決定
公述人申出期限	平成19年7月18日(水)
一 般 傍 聴	一般傍聴を認める
	一般傍聴席 30席程度

(2) 公示方法

- ① 横浜市会告示文を市報に登載
- ② 広報よこはま港北区版及び議会だよりにお知らせ文を掲載
- ③ チラシ配布(該当区域内全戸)
- ④ その他